

## 第2回「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会【概要】

1 開催日時:令和3年(2021年)8月11日(水)14:00~16:00

2 開催場所:県庁新館7階大会議室

### 【開会】

教育委員会事務局生涯学習課長 挨拶

### 【議題(1) 委員長選出】

互選により平井委員を選出

### 【議題(2)「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」骨子案について】

資料3「第1回『(仮)滋賀県読書バリアフリー計画』検討懇話会での委員意見」について事務局説明

委員:資料を読んだが、視覚障害者の内容がほとんどで、盲ろう障害者には合わないかを感じるような内容。「盲ろう」という言葉自体もあまり出てこないのはなぜか。

事務局:対象を表す言葉を「視覚障害者等」としているが、計画の中で「対象」とする「視覚障害者等」の定義を明記している。計画の対象がわかりづらいと御意見もあったので、その定義については後ほどの計画の説明の際に詳しくお話する。「視覚障害者等」とは視覚障害者が主であるということではなく、対象とするその他の障害も同じく並ぶものである。

事務局:盲ろうの方にも読書を楽しんでいただけるような形を進めて参りたい。

委員長:今説明あった計画の対象者について御意見、御質問は。

委員:自分自身情報不足でわからないところもあるが、成る程と思った。課題など、全国と滋賀県で異なるのかどうかとも感じた。またいろいろ教えていただきたい。

委員長:対象についてほかに意見等ないようだが、会議を進めて行くうちに御意見等あれば出していただきたい。

資料4「『(仮)滋賀県読書バリアフリー計画』骨子案について説明

委員:やはり「盲ろう」と書かれていないことに違和感がある。視覚障害者の方、聴覚障害者の方、盲ろう障害者の方とはっきり示したほうが良いのでは。盲ろうはコミュニケーションに課題があ

り、触手話だったり、手のひらに文字を書いたり、人工内耳を使用したりと色々な方がいらっしゃる。やはり視覚障害とは違う部分があるので御理解いただきたい。読書については、もともと聴覚障害で、途中から盲ろうになった方の場合は、文章が苦手な方が多い。触手話で伝えていただけたらと思う。自分は手のひら書きと手話を両方使っている。いろいろなやり方がある。また、生まれつき盲ろうの場合はどのように学んでいったらよいか、イメージするのが難しいが、いろいろ工夫してやっていただきたい。

委員長:計画の対象等で「盲ろう」という言葉は入るのか。

事務局:入る。委員が言及しているのは、対象で定義した後「視覚障害者等」と表記していることについてか。

委員:そうである。

事務局:「滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例」の検討時にも御意見をいただいたが、色々な障害を抱えた方がそれぞれに自分の障害名をだしてほしいとおっしゃる。それをすると、非常に読みにくいものになってしまうと思う。国の法律・計画も、「視覚障害者等」は、盲ろうの方も含めて、こういう障害の方が含まれると最初にしっかり書いた上で、「視覚障害者等」と略した言い方を用いている。盲ろう者がこの計画の対象であることを最初に明記して、あとは国の法律・計画と同じような形で表記させていただくことで御理解いただきたい。素案に向けて、障害福祉課も一緒に、御意見も反映できるように考えていくので、この表記については計画や法律の書き方のルールがあるということで御理解いただきたい。

委員:わかりました。

委員:公共図書館の団体から出席しているので、図書館の現場について少し説明したい。

取組の一例として「特定書籍・特定電子書籍等の製作ノウハウの共有等による製作の効率化」とある。たまたま例の一つとして挙げておられると思うが、効率化よりも、それぞれ障害をお持ちの方々が、図書館の利用について、生活環境の中で、暮らしの中で、図書館の利用について求めておられることに対しては、それぞれ提供の仕方が異なると思う。ニーズに合ったサービスをしたいが、そもそもそういった方がどこにおられて、必要なものをどう手渡せばよいか、一番基本的なことがわかっていない。図書館では障害者サービスといわれるものを展開している。読書バリアフリーについて国が計画を策定し、県が今年度策定をしていく中で、公立図書館が何をすればよいか考えている。「基本方針Ⅰ書籍等の充実[そろえる]」においては、需要を見極めいかに供給するかという事だと思う。それが具体的な形として「基本方針Ⅱ書籍等の提供[つなげる]」につながる。「つなげる」は「つながる」でもよいかもわからない。計画主体の

県が主語である趣旨ということで、このままでもよいかなどは思う。ニーズに合った提供をどのようにしていくかが一番問題と考えている。その辺を掘り起こせるような情報が気軽に得られる方法を模索していかねばと考えている。当然限られたお金、人的資源、環境で効率化も必要であると思う。

県計画を踏まえ、市のバリアフリー計画を作成していくつもりであるので、県がこのような形で計画を作っていくことに非常に注目している。それぞれスペシャリストでもある懇話会委員に、せっかくの機会なので図書館に望むことを教えてほしい。

委員長:どのような要求があるか情報を共有する方法と、非常にハードルの高い課題ではあると思うが、少なくともこの場では委員意見が伺えるので、今の御意見に対して、ぜひ御意見を。

委員:視覚障害者センターについてお話しする。以前は点字図書館と呼ばれており、滋賀県内の視覚障害者の方へのサービスはセンターがほぼ全域をカバーしている。ただ、この読書バリアフリー計画となると、視覚障害以外の障害の方も対象となるが、その方たちに対しては、今センターはノウハウを全然持っていない。アクセシブルな書籍等の製作のノウハウはあるが、視覚障害以外の方への対応やサービスについてノウハウがないので、その辺りを公共図書館とどう連携させていただくかということを、計画ができれば色々模索させていただきたい。

委員:資料3の委員意見にある、視覚障害以外の「その他の障害のある人への課題は、今後の議論の中で挙げていくことになると思う」というのは非常に重要。視覚障害者団体でも、同じ視覚障害者がどのような書籍を望んでいるか、全てを把握しているわけではない。他の障害を持っている方々のニーズやどのような読書を希望しているか、今後調査の予定はあるか？そうでないと、視覚障害以外の障害の方の意見やニーズが反映されにくいのではないかと。

事務局:今のところ具体的にそのような調査をするというような事項は決定していない。ただ、別の委員意見にあったように、様々なアクセシブルな書籍や図書館のサービスを当事者の方や支援者の方に十分周知されていないことは大きな課題と感じている。まずはこういった様々な取組がある事をしっかりお伝えしていけるよう、また県民の方にも読書バリアフリーの取組について御理解いただけるよう周知していきたい。そのような中で、懇話会に来ていただいている各団体関係者の方からも、各障害の特性に応じた望ましい対応や方策について御意見いただきたい。障害それぞれに特性があり、すべて同じ対応ということではなく、その方に合わせた対応があると思う。まずはそういったことを、図書館や学校などの関係者、また広く皆様にご知っていただくことが大事である。

1点お伝えしたい。先ほど取組例の「製作の効率化」について御意見あったが、ノウハウの共有等による作業の効率化であり、サービスを効率化する趣旨ではない。

委員：大きく2点。一つ目は基本方針の説明で、県が主体なので県を主語とした書き方となると説明があったが、それが駄目ではないが、教員の立場から考えると、計画の大きな目的のようなところに、障害のあるなしにかかわらず、生涯にわたり、読書に触れることとか楽しさとか読書から学ぶことを経験し、生活を豊かにしていくといった視点が必要と感じる。その中で、環境を良くしていこうという捉え方かと思う。

知的障害ならびに肢体不自由の子どもたちがいる学校では、アクセシブルな書籍等の布絵本や拡大図書や LL ブックなど、触ったり体感したりすることで、子どもたちは物語を知ったり読んだりできる。それから、ソファや絨毯があるところに図書が並んでいるような、そういった場の設定が必要になってくると思っている。

また、学校図書室については、それを管理する学校司書、司書教諭等の配置なども少し考えていただけると有り難い。

委員：委員就任を引き受けて、久しぶりに県立図書館に行った。障害のある子どもを持つ親の感覚としては、アクセシブルな図書のコーナーがあればいいなと思っていたが、実際にはそういったコーナーがなく、今回会場に持ってきてくださっているような LL ブックなどは児童図書のコーナーに点々とあった。これでは探すの大変だと思った。だがグループホームの当事者の方が県立図書館で本を4冊借りてきて、いったいどのような本を借りられたかと思ったが、別に LL ブックでもなく、きれいな絵の描いた本だったり、写真集だったり、目で楽しんでいるという感覚。図書館で御本人が見つかる楽しみもやっぱりある。そういう意味で、かえって自分が思っているようなコーナー設定ではなく、目で見て楽しめるような本の棚に案内していただくのが良いのかなと思った。

今、知的障害の方でも高齢化が問題になっているが、60代以上の方は学校に行っていない方も多く、字がわからない。コロナ禍で日常的にテレビをみている。動画であったり、視覚的な刺激が一番ご本人たちに入ってくるのかと。自分の子どもも、小さいときは、映画を観に行き、帰りに絵本を買うというようなパターンがあった。読んで聞かせるというのも必要と感じるが、目で見たりして、まずご本人が興味を持ったものを、また絵本で見るようなのが、一番入ってくるのかなと思う。重点施策4にあるように、図書館のサービスの周知。どういったニーズがあるか調べるといふより、障害のある人が支援者と図書館と一緒にいったときに、こういうものがありますよと支援者に伝えられるような方法を考えていただきたい。支援者に、障害のある人でも本を見て楽しめるということを知っていただく。重点施策8の「県民への周知」は支援者に対してもその周知をすることが大事。リーフレットという例が載っているが、リーフレットを配るといふよりも、支援者が研修等に参加したときに、事例など紹介していただくなど、導いていただきたいと思う。

委員：基本方針Ⅱの「つなげる」は、やはり読書バリアフリー法は読書困難者のために作られた法律なので、その立場に立った基本方針を盛り込んでいきたいと思う。例えば「利用しやすい」と

か「利用できる」とか「利用できるようになる」といった、読書を行う立場に立った基本方針を盛り込んでいただきたい。

基本方針Ⅲで、重点施策 6 は「アクセシブルな書籍等の製作人材育成」、重点施策 7 は「視覚障害者等の読書環境の整備に関わる人材の育成」とどちらも「人材育成」であるが、重点施策 6 の取組例は「点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成」とあり、重点施策 7 の取組例は「司書、司書教諭・学校司書等の資質向上に資する研修等の実施」とある。同じ「育成」だが、これを読むと点訳・音訳者については人材を養成する、つまり増やすと読めるし、司書等は資質向上に資する研修なので増やすということではない。たまたま挙げた例が違うのか、基本的に人数も増やして資質の向上も図るということなのか。

事務局：重点施策 6 の取組例の、点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データの製作者の人材養成の部分は、音訳者・点訳者がなかなか確保できていないところがあると伺ったので、まずは人材の養成と表記させていただいた。重点施策 7 の取組例の、司書、司書教諭・学校司書等の資質向上に資する研修等の実施については、先ほどの委員意見にあったように、障害の特性を理解し、適切な対応ができるよう、そのような研修をやっていこうということ。図書館には司書が配置され、学校図書館には司書教諭等が配置されているので、そういった方々に対する研修を実施しようということ。点訳者、音訳者の人材育成について、会場からほかにも御意見あれば伺いたい。

委員：今の事務局説明のようなところと自分も理解しているが、重点施策 6 に関わるボランティアが高齢化し、次の世代へとつながっていない。図書館において、ボランティアの育成、養成を実施しており、また活躍しているボランティアの資質向上の研修も並行して実施している。ボランティアの世代交代ができていないことは課題である。

委員：計画骨子案の表現や言葉が難しかったり、初めて聞くようなことも多い。この計画が誰のためのものか、そもそも障害のある方にもっと利用されるような図書館や読書となっているのかなと思った。先ほどの事務局説明で周知が大事とあったが、まずは図書館や読書に障害のある方が「つながる」という部分から、もう少し丁寧にやっていく必要があると思う。

障害のある方があまり図書館を利用されていないから、お互いにわかりあえてないということもあるかもしれないし、そもそも障害のある方が読書とどうつながっているかわからないところもある。生活をするということに関しては、障害福祉行政として支援をしているが、「人生を豊かにするための読書」という部分に関して、障害福祉の行政の立場では、もう少し踏み切ったところまで支援しきれていないと思う。

せっかく障害のある人に配慮された図書や図書館という立派なものがあるのだから、そこ（図書や図書館）と障害のある方をもっとつなげることの必要性があると思う。基本方針の「つなげる」だけでなく、（障害のある人に配慮された図書や図書館を障害のある人に）「知らせる」と

か「知ってもらおう」といったところと、「もっと理解してもらおう」という視点も入れていただけると、更によりよい計画になるのではないかと思った。

委員：今の意見を本当に当然だと思う。いわゆる図書館のようなところと障害のある当事者、あるいは支援者どう結びつけるかはやはり難しい。そういう意味では結びつける場を作る必要があるのではないか。例えば市町の障害者の自立支援協議会のようなところで、そういった企画をしてもらおうとか。どういうふうにしたら図書館を利用できるのか、利用して楽しめるのか、利用したいと思うのかということ、聞き取りや意見交換をして、ヘルパーさんや生活介護等の支援の職員などが今度図書館に仲間たちと出かけてみようかとなったり、あるいはそういうことの積み重ねの中で、グループホームにいる障害のある人が図書館に行き本借りてきて、一人の時間を楽しんだりといったことが生まれてくる。そういう風通しのないところの風通しをきちんとしながら、ヒントをそこで探っていくようなことが必要かと思う。

最初から必要な人に必要な支援をといった、大上段までいなくても、どうしたら楽しめるのかなといったところから始めては。学校も同じかと。もし、司書や司書教諭のネットワークがあれば、そのような中で工夫するとか、あるいはそのなかで県に対する要望が出てくるといったこともあってよいのではないか。現場の先生は絵本などを授業で使っており、担任の先生と司書との交流を大事にして、そういった工夫に対して意見交換があれば。障害のある子どもたちが楽しめる、図書に近い道具とかツールみたいなものを、むしろ開発していくぐらいのことがあっても面白い。

委員：図書館等にアクセシブルな書籍等が増えれば増えるほど、選択肢が増えて、自分の読みたい本に出会える確率が高まるので、「そろえる」というところは大変大切だと思う。一方、新しい本が出たところで読みたいとなることも多い。子どもたちの中で話題になったりして。盲学校の子どもも障害の程度は様々で、何とか字が読める、ルーペを使えば読める子どももいれば、全盲の子もいる。そういう環境の中で、新しく出た本を全盲の子は読みたいくても読めないことも多い。本があるのは知っていて、読みたい。でもアクセシブルな書籍等にまだなっていない。本のテキストデータさえあれば、その本を読み上げソフトなど使って読むことができる。出版社に問い合わせたりもするが購入できる場合もあれば、テキストデータは提供できないということもあると聞いている。著作権など難しいところはあるかもしれないが、テキストデータさえあれば、新しい本に出会えて、またそこから読書への関心が広がっていくということがあるので、法整備とか、何とかならないかと思う。

委員：自分の子どもは小さい時からこだわりが強く、知的と広汎性発達障害だったので、好きなものの本を見たい、その日体験したことを調べたいなど、うまく本につながって、今も本が好きで物語やいろいろなことに広がって、豊かな人生を過ごしている。皆さんがおっしゃるように、なかなかうまく読書とつながるのが難しいので、他の意見にもあったように、上手に案内していた

だけの方がいて、上手に情報を伝えていけることができればよい。発達障害は文字が読みづら  
い方もいらっしゃる。絵本とかは物語の導入となる。

一番心配するのは環境で、場見知りでなかなか図書館に入れない子どもも多いと聞く。自分  
の気持ちを伝えるヘルプカードや気持ちカードなどが使える環境であればよい。1回では慣れ  
なくても、わかってくれる人がいるという中で、再度足を運ぶということがあり得る。あと、展示  
物などがたくさんあると、視覚的情報が多くなりすぎて、何が何だか分からなくなる、入るのが  
怖くなるという人も多い。なので、シンプルで見やすいわかりやすい並べ方、展示の仕方も考  
慮してもらえれば有り難い。

委員:皆さんの意見にもあったが、自分自身もそうであるが、図書館に行くことが極端に少ない。  
楽しく遊びに行くのと同じような感覚で利用できる図書館で、その中でみんながそれぞれ楽し  
みを見つけてというのが良いのではないかと思う。

委員:先ほど点訳音訳の養成の話があったので、視覚障害者センターでの取組についてお伝えす  
る。センターでは一度の講習会が20回で、約10カ月かけて養成する。それで初級。初級で  
もそれだけ時間をかける。全国に貸出しができるような図書を製作するレベルになるには、更  
にもう1年中級研修を追加で受けていただき、合計2年間の研修となる。さらに蔵書製作認  
定試験を受けていただいて合格した方だけに、全国に貸出しできる点訳・音訳の本を作ってい  
ただく。センターでは、それほど時間をかけて点訳音訳ボランティアを養成している。

委員:計画の期間が5年となっているが、あと1回の懇話会で計画を策定し、5年間実施してい  
くのか?途中、毎年とまではいかなくてもチェック機能が必要ではないか。計画が進んでいる  
か、方向性などがよかったかどうかみたいなチェックが必要。

事務局:計画期間中のチェックについても、この懇話会で御意見いただければと考えていた。指  
標を設けるか、またどのように確認していくかについても、次回の検討懇話会で御意見いただ  
きたい。

事務局:時間のない中本当にいろいろな御意見うかがえたこと御礼申し上げる。特別支援学校の  
状況も話が出ていたが、色々な障害の方がおられ、そういった子どもたちに十分必要な書籍  
がそろっているかというところではない。市町の小中学校でも様々な障害の子どもたちが学ん  
でいるので、その読書バリアフリーもこの計画の中にも入っていると思う。障害のある人と障  
害のない人が本当に使いやすいような図書館という形で整備が進んでいくとよいと思う。今後  
とも御意見をお願いしたい。